

(様式1)

指定管理者指定申請書

令和5年8月10日

鳥取県知事 平井 伸治 様

682-0722

申請者 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517番地
公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
理事長 田村 満男
電話番号 0858-35-4423

㊞

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、天神川流域下水道の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

〔添付書類〕

- 1 天神川流域下水道の管理業務に関する事業計画書（様式2）
- 2 天神川流域下水道の管理業務に関する収支計画書（様式3-1）（様式3-2）
- 3 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における公社に係る貸借対照表その他公社の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における公社に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 6 公社の概要（流域下水道の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類（様式4）
- 7 公社の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- 8 鳥取県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- 9 指定審査に係る宣誓書（様式6）

目 次

I	天神川流域下水道の委託業務に関する事業計画書（様式2）	
1	管理運営の基本的な考え方	
(1)	天神川流域下水道の指定管理者を希望する理由	1
(2)	管理運営の方針	1
2	管理の基準等	
(1)	管理の基準	2
(2)	施設設備の維持管理の基準	3
(3)	業務の外部委託	5
	【委託、工事請負の発注予定】	11
(4)	障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定	11
(5)	事故・事件の防止措置、緊急時の対応等	11
(6)	場内施設を利用した広告事業、下水道知識の普及・啓発やイメージアップに資する自主事業の提案等の対応	12
3	管理経費	
(1)	管理経費の効率化の考えと収支計画	12
(2)	指定管理料額	14
4	団体の財政基盤・経営基盤	14
5	組織及び職員の配置等	
(1)	管理運営の組織	14
(2)	職員の職種等	15
(3)	日常の職員配置	16
(4)	人材育成	16
(5)	障がい者又は高齢者の雇用計画	17
6	関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	17
7	法人等の社会的責任の遂行状況	17
8	その他	18
	【鳥取県男女共同参画推進企業認定証】	20
	【家庭教育推進協力企業協定証】	21
	【TEASⅡ種登録証】	22
	【あいサポーター運動に係る取り組み（手続き資料）】	23
II	○天神川流域下水道の委託業務に関する収支計画書（様式3-1）	25
	○天神川流域下水道の委託業務に関する収支計画書（様式3-2）	26
III	【別紙資料一覧】	
IV	その他書類	
	○定款	
	○登記事項証明書	
	○財務諸表（令和2年度～令和4年度）	
	○事業報告書（令和2年度～令和4年度）	
	○公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社の概要について（様式4）	
	○公社の役員名簿等	
	○県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	
	○指定審査に係る宣誓書（様式6）	

(様式2)

天神川流域下水道の管理業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 天神川流域下水道の指定管理者を希望する理由

<p>当社は、天神川流域下水道の維持管理及び運営業務を受託することを主業務とし、下水道知識の普及・啓発活動及び下水道技術に関する調査研究等を行うことにより、鳥取県及び流域関連市町が実施する下水道事業に協力することを目的に設立された公益財団法人です。</p> <p>下水道施設は、年間を通じて稼働停止が許されない施設ですが、昭和59年1月の天神川流域下水道の一部供用開始以来、39年にわたって県から維持管理及び運営業務を包括的・一体的に受託し、特段の事故、トラブルの発生もなく、良好かつ安定的な下水処理と下水道施設の機能確保に努めるとともに、公社として実績や技術的知見・ノウハウ等の蓄積を図ってきました。</p> <p>また、当社の経営は、管理運営費の負担者である市町の首長が理事又は評議員として関与し、天神浄化センター設置時の経緯等への配慮とともに、中期経営計画等の下で業務の充実・改善及び管理運営の効率化に取り組んでいます。</p> <p>下水道事業を取巻く経営環境が変化している中で、公社設立の趣旨及び公益財団法人としての使命を念頭に、今後も、これまでに蓄積された技術的知見・ノウハウ等を有効に活用し、天神川流域下水道の管理運営を適正かつ効率的に担うことにより、地域住民の皆様の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与していきたいと考えています。</p>	備考
---	----

(2) 管理運営の方針

<p>天神川流域下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全等のためには必要不可欠なインフラであり、将来にわたって下水道機能・サービスを継続していかねばなりません。</p> <p>また、天神浄化センターは、多種多様な機器や装置の組み合わせにより、流入汚水を良好かつ安定的に処理する機能を持った下水処理プラントであり、日々の運転管理と設備機器類等の施設の維持管理とともに、下水処理プラント全般を総括する運営が必要です。</p> <p>一方で、供用開始から39年が経過し、既存下水道施設の老朽化や改築更新需要の増加、節水機器の普及と今後の人口減少に伴う流入汚水量の減少が見込まれる等、下水道事業を取巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。</p> <p>また、令和3年7月の異常流入水が発生した豪雨災害時での対応を踏まえた危機管理対応の強化、訓練等の実施が重要となっています。</p> <p>このため、天神川流域下水道の施設特性、地域の諸事情等を十分に理解した上で、良好かつ効果的な下水処理と施設の適切な維持管理を行うとともに、下水道技術の進歩等に対応した業務内容の点検・見直し及び職員一人一人がコスト意識を高め管理運営の一層の効率化等に取り組むこととし、次の各項目の管理運営方針の下に業務遂行を図ります。</p> <p>なお、年間の主な業務内容は、別紙1「年間事業計画書」を基本とします。</p> <p>(ア) 良好かつ効果的な下水処理を確保すること</p> <p>天神浄化センター運転管理指標及び放流水質管理目標を定めて、良好かつ効果的な下水処理を確保するとともに、水処理技術の向上と水質管理の最適化に努めます。また、脱水汚泥は、減量化するとともに堆肥化及び炭化物製品原料として処理委託を行い有効活用を図ります。</p> <p>【放流水質管理目標（年間最大値）】</p> <table border="1"><tr><td>BOD(mg/l)</td><td>SS(mg/l)</td><td>大腸菌群数(個/cm³)</td></tr><tr><td>10未満</td><td>10未満</td><td>30未満</td></tr></table> <p>※上記の数値は雨水の影響の少ない時とする。</p>	BOD(mg/l)	SS(mg/l)	大腸菌群数(個/cm ³)	10未満	10未満	30未満	備考
BOD(mg/l)	SS(mg/l)	大腸菌群数(個/cm ³)					
10未満	10未満	30未満					

<p>(イ) 適切な維持管理による持続的な下水道機能を確保すること 施設設備の維持管理は、保守点検を適切に行うとともに、必要に応じて予防保全、時間計画保全、事後保全により修繕工事等の保全措置を実施し、施設機能の確保を図ります。主要機器類は、分解整備（オーバーホール）等の予防保全で対応し、故障の未然防止と施設の長寿命化を図ります。</p> <p>(ウ) 継続的な業務改善と管理運営の効率化を進めること 経営意識の向上、PDCAサイクルで継続的に業務の充実・改善に努めるとともに、下水処理工程の最適管理、エネルギー管理の徹底、業務委託の見直し、修繕工事等の合理化・効率化、業務体制の改善等による管理運営経費の一層の効率化など、経営努力を更に進めます。</p> <p>(エ) 下水道知識の普及及び啓発等の充実に努めること 下水道知識の普及及び啓発活動は、環境教育と連携するものであり、小学生の下水道ふれあい教室、施設見学会等での顧客満足度（CS）向上に努めるとともに、県、市町と連携しての普及・啓発等の充実・実施を図ります。</p> <p>(オ) 下水道技術の継承と技術力向上を図ること 蓄積されたノウハウ等の継承と職員の技術力向上を図るとともに、不明水量の実態把握、汚泥処理工程の最適管理や水質とエネルギーの二軸管理等の課題に係る調査研究に取り組みます。また、処理方式が同様の他の処理場と比較するベンチマーク指標を活用するなどにより、下水道技術の進歩等の天神浄化センター維持管理への反映に努めます。</p> <p>(カ) 連携協力と信頼性を確保すること 大規模災害時や緊急時の報・連・相や主要機器類の改築更新等の県事業への協力など、県及び関係市町との連携を密にし、県や市町、地域住民等との信頼関係を保って行きます。</p>	
--	--

2 管理の基準等

(1) 管理の基準

<p>(ア) 業務時間の設定内容の考え方 天神川流域下水道は、年間を通じて稼働停止が許されない施設であり、24時間、365日の運転操作及び監視体制が必要です。このため、天神浄化センター中央操作室での常時2名体制の集中管理によって、水処理施設、汚泥処理施設、受変電設備、機械設備、若土中継ポンプ場等の運転操作及び監視業務を行います。この勤務時間等の詳細は、運転操作等の業務委託契約後に、受託者で決定されるものです。 これら以外の業務委託及び当公社が直接履行する業務については、日中7時間45分の勤務が原則となり、業務委託等契約の仕様書及び公社の就業規則に規定します。規定は別紙2「就業規則」とおりです。</p> <p>(イ) 個人情報保護の管理体制と対応 鳥取県個人情報保護条例等を遵守し、適切な対応を行います。別紙3「個人情報保護規程」を定め、個人情報保護の体制の確立と職員への周知及び研修等の安全管理措置を実施し、普及・啓発事業に係る個人情報、入札参加者の企業情報など業務遂行のあらゆる面で個人情報を適正に管理いたします。 職員、役員等の個人番号、社会保険関係届出等の個人情報については、別紙4「特定個人情報取扱要領」を定めて業務を遂行しています。 情報のセキュリティは、情報の漏洩、不正アクセスを防止するため、プロバイダーとパソコン、サーバーでウイルスチェックを二重にして対策を構築します。</p>	備考
--	----

<p>(ウ) 情報公開への対応 別紙5「情報公開規程」を定め、開かれた公社運営に努めています。事業内容、財務状況、各種規程、下水処理の状況、入札情報、施設見学会等のイベント情報等のホームページ公開など、情報の積極的な公開と公社運営に対する理解と協力が得られるように努めていきます。</p>	
---	--

(2) 施設設備の維持管理の基準

<p>(ア) 施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方と対応 天神川流域下水道の維持管理対象施設は、天神浄化センター、若土中継ポンプ場、管きよ施設（流量計含む）です。これらの下水道施設が安全かつ安定的に稼働し、その機能が最大限に発揮されるように、電気・機械設備や水質管理に精通した専門技術者の配置と実施体制の確保とともに、維持管理の基準を整え、適正な管理運営を遂行します。 ※主な資格取得者：電気主任技術者（第2種1名）、下水道技術検定合格者（7名）、環境計量士（2名）、エネルギー管理士（1名）、特定毒物研究者（2名）、危険物取扱者（3名）等</p> <p>①天神浄化センター【水処理施設、污泥処理施設、受変電設備、建築構造物、建築附帯設備】 ○下水処理工程の運転管理、水質管理 天神浄化センターの日平均流入汚水量は約2万m³を見込んでおり、流入汚水の水処理工程では標準活性汚泥法（微生物の集まり「活性汚泥」を利用し汚水を浄化）により行います。污泥処理工程では重力濃縮と機械濃縮の濃縮污泥を混合し、脱水機で低含水率化したうえで場外への搬出・処理委託を行います。下水処理場の運転管理は、良好な処理水質を安定に保つとともに、污泥の減量化又は安定化を適切に行うためのものです。一方、水質管理は、水質測定や污泥の分析等により処理の異常の有無を判断し、下水処理を適正に維持するためのものです。 水処理工程、污泥処理工程の運転管理、水質管理を効率的かつ継続的に実施し、処理機能を十分に発揮させるために別紙6「天神浄化センター運転計画」、別紙7「天神浄化センター運転管理指標」及び別紙8「水質試験計画」を定めて、流入汚水の量的質的变化や水質試験結果等をダイレクトに運転操作等に反映させながら、放流水質管理目標の確保と常に良好な状況を保持するとともに、下水道機能の確保を図ります。 【水処理実績】 (単位：mg/l)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th rowspan="2">下水道法水質基準</th> </tr> <tr> <th>流入水</th> <th>放流水</th> <th>流入水</th> <th>放流水</th> <th>流入水</th> <th>放流水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td> <td>120</td> <td>3.6</td> <td>120</td> <td>4.9</td> <td>120</td> <td>5.2</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>88</td> <td>1</td> <td>87</td> <td>2</td> <td>100</td> <td>2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>水質分析等は、法定試験の他に、処理工程管理のための水質試験（日常試験、中試験、精密試験、通日試験、污泥試験等）、水質監視のための水質試験（管きよ接続箇所試験、流入水試験、放流先試験等）、周辺環境測定を実施しています。 また、中央操作室で流入汚水量の変化や施設設備の稼働状況を常時監視し、故障等の警報発報や緊急時には別紙9「危機管理マニュアル」に基づき対応を迅速に行います。</p> <p>②若土中継ポンプ場【ポンプ施設、自家発電設備】 ポンプ及び停電時用自家発電設備の故障による稼働停止を防止するため、巡視点検や定期的な点検、簡易な故障修理の実施とともに、ポンプ等は計画的に分解整備を行います。</p>		令和2年度		令和3年度		令和4年度		下水道法水質基準	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水	BOD	120	3.6	120	4.9	120	5.2	15	SS	88	1	87	2	100	2	40	備考
		令和2年度		令和3年度		令和4年度			下水道法水質基準																						
	流入水	放流水	流入水	放流水	流入水	放流水																									
BOD	120	3.6	120	4.9	120	5.2	15																								
SS	88	1	87	2	100	2	40																								

③管路施設等【幹線管きよ、放流管きよ、各処理分区流量計測設備】

幹線管きよ、放流管きよは、定期的に巡回調査を実施します。市町各処理分区流量計測設備（23箇所）は、流入汚水量の集計分析を毎月実施します。

また、巡視点検と定期的な点検とともに、これらから得られた情報のもとで必要に応じて精密点検を実施します。

(イ) 省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮等に係る考え方と対応

①省エネルギー

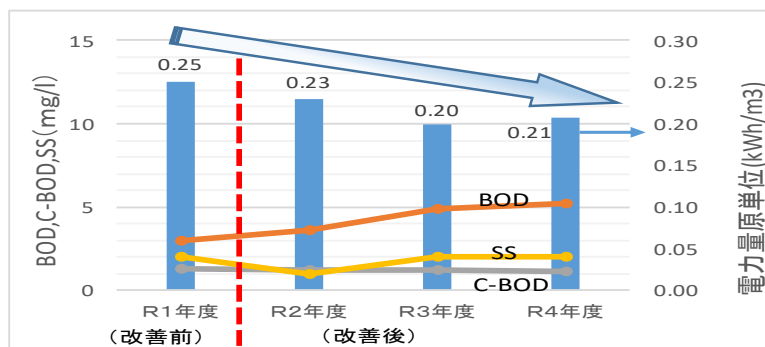
天神浄化センターの年間使用電力量は、約430万kwhであり、一般家庭約1,000世帯に相当し、エネルギー管理員の配置により、照明のLED化、放流水質と送風機電力使用量低減を両立させた最適管理（二軸管理）、そして契約電力の削減等を進めています。

また、環境管理システム（TEASⅡ種登録）により、汚水処理原単位電力使用量の目標設定を行うなど、エネルギー管理の徹底に努めます。

電気使用量の推移（Kwh）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用量(千Kwh)	4,978	4,712	4,376	4,198
削減率	-	△5.4%	△7.8%	△4.1%

・電力量原単位（反応タンク）と放流水質の推移



- 電力量の低減として、水中攪拌機の間欠運転、前ばつ気風量の半減見直しデマンド管理等を行っていきます。
- 脱水汚泥の発生、処理量の削減として、含水率の低減が一層可能となるように含水率の管理を徹底し、脱水汚泥発生量を抑制していきます。
- 給排気ファンの風量調整ダンパーの修繕を行い、給排気ファンの動力負荷の軽減と最適な風量調整機能を確保して、電力量の削減をしていきます。

②省資源、資源の再利用等

汚泥処理工程で発生する脱水汚泥（年間約4,8千t）は、引き続き全量を堆肥化及び炭化物製品原料として処理委託を行い、有効活用を図ります。

水処理工程で発生する処理水は、構内植栽へのスプリンクラー散水や降雪時の融雪に利用します。

また、リサイクルコピー用紙、トイレトーパー・コピートナー等はエコマーク製品を積極的に使用し、紙シュレッダーゴミは牛の寝床用に利用するとともに、ゴミの排出抑制等の環境への負荷の低減に取り組みます。

③周辺環境への配慮等に係る考え方と対応

天神浄化センター設置時の経緯等により、県と地元との「公害防止協定」が締結されています。これらを踏まえ、維持管理における水質試験や汚泥試験の他に、敷地境界の騒音や悪臭、放流海域の水質検査等も定期的実施するとともに、廃棄物の処理等を適正に行います。この協定の遵守とともに、下水道維持管理技術

等の進歩への対応などにより、良好で安定した放流水質の確保に努めます。
 また、苦情が寄せられた場合には、県及び市町に速やかに連絡するとともに、可及的速やかにその原因を調査し、誠実に問題解決を図ります。

(ウ) 施設・設備に係る点検・清掃の実施方針（機能や能力を最大限発揮させるための考え方・回数・内容等）

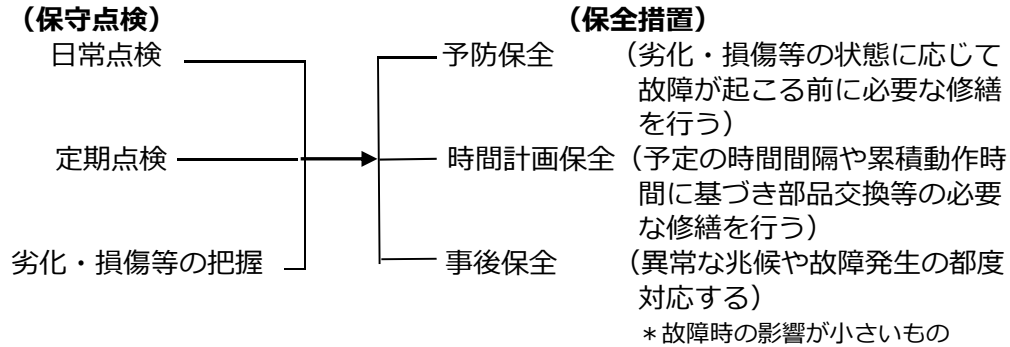
施設設備の保守点検は、異常の発見や兆候を把握するために、定期的に目視や聴覚等の五感による診断や各種計測値及び簡易な計測等を行うもので、別紙 1 0「天神川流域下水道保守点検計画」及び別紙 1 1「法定点検等委託計画書」に基づくものとします。

一方、巡視等の日常点検と点検調整は、全ての施設設備を対象に施設設備単位で、予め定めた「日常点検表」、「定期点検表」に基づき実施し、点検表は必要に応じて見直しを行います。日常点検の対象機器数は、約 7 0 0 箇所です。

①点検と保全措置

保全措置は、日常点検や定期点検等の保守点検で得られた情報をもとに、設備機器類の状況を判断して必要な部品交換や修繕工事等を実施し、施設機能の保全を図ります。

【施設設備の保全基準】



②主要機器類の保全措置内容

主ポンプ、送風機、機械濃縮、脱水機等の主要機器類は、分解整備（オーバーホール）による予防保全で対応することとし、分解整備周期は個別施設の特性や設置環境及びこれまでの修繕実績や部品の耐用限度等の技術的知見や故障リスク等を勘案して設定した別紙 1 2「主要機器類中期分解整備等計画」を基本にメンテナンスサイクルを構築し、故障の未然防止と施設の長寿命化を図ります。

受変電設備等については、劣化や機能低下を予見することが難しいことから、時間計画保全により必要に応じて遮断器等の分解整備やシーケンサ(順番制御器)等の交換を適宜行います。ただし、設備機器類によっては、故障リスク等を勘案のうえで状態監視による対応も行います。

予防保全、時間計画保全による修繕工事の充実等により、故障発生件数は年々減少しています。（令和 4 年度は 4 9 件で令和 3 年度比で 3 0 %減）

(3) 業務の外部委託

(ア) 業務委託の考え方

下水処理場を年間を通し、毎日 2 4 時間連続運転させるためには、交代勤務による運転操作・監視とともに、設備機器類の巡視等の日常点検と定期的な点検調整及び簡易な故障修理や機器類周辺清掃作業等の保守点検を行うことが不可欠です。

そこで、技能的、現業的な業務体制が必要な運転操作・監視、保守点検等を効率的・安定的に行うため、業務実績と専門人員を有する事業者への複数年契約（5 年間）による外部委託を引き続き行います。

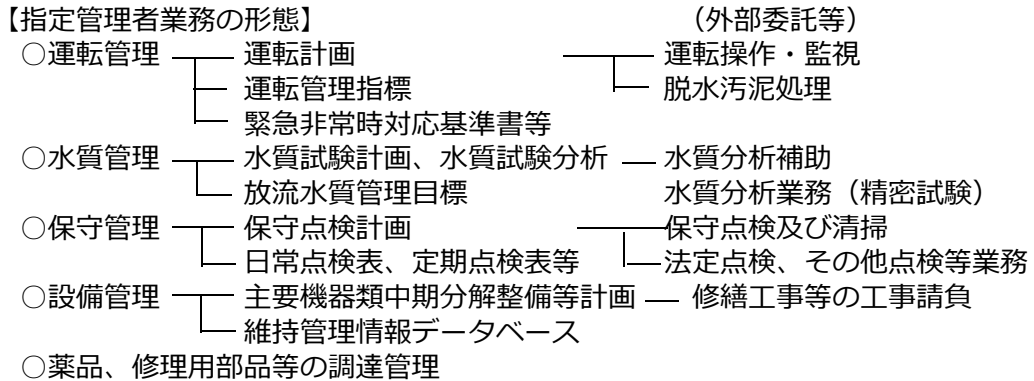
当社は、運転計画、運転管理指標、水質試験計画、保守点検計画等の作成と

備考

水質管理に基づく臨機の対応指示等の業務全般の指導・監督、事故（故障）に係る判断と方針指示、緊急時の対応等の業務に係る総括とマネジメントを担い、民間の業務従事者との相互連携の下で、指定管理者としての責務を果たします。

その他に、下水道法、消防法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等の関係法令の規定による場合や計装設備点検、流量計測設備点検等の特別な資格、専門技術や機械等が必要とされる場合及び清掃、植栽管理等については、必要に応じて専門事業者への外部委託を行います。

これらの外部委託を行う場合は、維持管理の責任分担を明確にしたうえで、効率的かつ円滑な維持管理に努めます。



（イ）外部委託の業務事項及び内容、委託先の選定方法等

① 運転操作、保守点検等業務委託

民間の業務従事者が常駐し実施するものであり、契約書や仕様書において、業務範囲や管理レベルを明確にするとともに、有資格者の配置と業務体制の構築等について明記し、運転操作・監視、保守点検等が適正に行われるようにします。

また、業者選定は、地域性、業務実績、雇用方針、業務体制等を評価する総合評価一般競争入札で行うこととし、評価内容等は外部の学識経験者の意見を聴き実施します。

② 脱水污泥の処理委託

堆肥化及び炭化物製品原料による有効活用や県内事業者が運搬等を実施することを入札条件に明記するとともに、緊急時のリスク分散の観点から3者への外注委託とし、制限付一般競争入札で実施します。

③ その他法定点検及び特別な専門技術等

入札手続きの透明性・公平性・競争性の向上に努め、消防用設備等点検、計装設備点検、植栽管理等の100万円以上の案件は、基本的に制限付一般競争入札で業者選定を行います。100万円未満の案件については、複数者の見積による随意契約又は指名競争入札を原則とします。

また、鳥取県産業振興条例を踏まえ、県内事業者の活用を優先します。ただし、高度な専門技術を必要とし県内事業者で履行が困難な場合は、県外事業者を活用することとします。

④ 複数年契約及び類似的業務の集約化

運転操作・監視、保守点検等や消防用設備等点検業務など複数年の長期契約が妥当なものについては複数年契約とするとともに、類似的内容で集約が可能なものは集約化を図る等により、経費及び事務の効率化を図ります。

（ウ）外注工事の工事内容、請負者の選定方法等

① 分解整備（オーバーホール）等

主ポンプ、送風機、機械濃縮等の設備機器類の分解整備等は、全機能・性能の確認と回復を目的として、施設設備の運転を停止し、部品交換を伴う分解整備のほか、多岐に亘る測定あるいは試験を総合的に行うもので、専門事業者へ外注工事で実施します。

主要機器類分解整備周期	主ポンプ	5年又は10年
	送風機	6年又は7年
	脱水機、機械濃縮	4年

また、分解整備等修繕工事の業者選定方法は業務委託と同様とし、100万円以上の案件は、基本的に制限付一般競争入札とし、100万円未満の案件については、複数者の見積による随意契約又は指名競争入札を原則とするとともに、県内事業者の活用を優先します。

ただし、高度な専門技術を必要とし県内事業者での履行が困難な場合は、県外事業者を活用することとします。

②突発的な修繕工事

運転停止等深刻な影響が懸念される事故（故障）の場合は、臨時点検を含め、金額にかかわらず随意契約等により迅速に緊急対応します。

※委託、工事請負の発注予定

(注) 指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、わかる範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者が発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者が発注する必要があるときはその理由を記載すること。

【工事請負】

種別	内容	期間	金額 (千円) (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
主ポンプ分解整備工事	1号、3号、主ポンプの分解整備、部品交換	R8・R10		県内・ <u>県外</u>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
送風機分解整備工事	1号、2号、3号送風機の分解整備、部品交換	R6・R7・R10		県内・ <u>県外</u>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
水中エアレータ分解整備工事	1池、2池、5池、6池、7池、8池の水中エアレータの分解整備、部品交換	R6～R10の各年度		県内・ <u>県外</u>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
スクリープレス脱水機分解整備工事	1号、2号の分解整備、部品交換	R7・R9		県内・ <u>県外</u>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
ベルト型濃縮機分解整備工事	1号、2号ベルト型濃縮機の分解整備、部品交換	R7		県内・ <u>県外</u>	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため

ケーキ貯留サイロ点検整備工事	ケーキ貯留サイロの分解整備	R6・R8・R10		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
若土ポンプ場分解整備工事	ポンプ場設備の分解整備	R8		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
沈砂池流入部防食修繕工事	沈砂池流入部の腐食箇所の修繕	R8～R9		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
着水井ゲート室防食修繕工事	着水井ゲート室の壁面修繕	R10		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
沈砂池1号し渣搬出機修繕工事	し渣搬出機の修繕	R7		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
沈砂し渣脱水機修繕工事	し渣脱水機の修繕	R9		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
沈砂池3・4号除塵機修繕工事	沈砂池除塵機の修繕	R9		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
流入渠水位計修繕工事	流入渠にある水位計の取替	R6		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
濃縮設備し渣スクリーンユニット修繕工事	濃縮設備のし渣スクリーンユニットの修繕	R6		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
2号機械濃縮汚泥貯留槽攪拌機修繕工事	機械濃縮汚泥貯留槽の攪拌機の修繕	R7		県内・ 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
ケーキ貯留サイロ塗装塗替工事	ケーキ貯留サイロの塗装	R8		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
2号マイスト水供給ポンプ修繕工事	マイスト水供給ポンプの取替	R9		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
1号砂ろ過送水ポンプ修繕工事	砂ろ過送水ポンプの取替	R10		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
1号砂ろ過揚水ポンプ修繕工事	砂ろ過揚水ポンプの取替	R7		県内 ・県外	制限付一般競争入札	
1号用水ポンプ修繕工事	用水ポンプの取替	R7		県内 ・県外	制限付一般競争入札	

1号ストレーナ揚水ポンプ修繕工事	ストレーナ揚水ポンプの取替	R10		①県内 ②県外	制限付一般競争入札	
1号砂ろ過器修繕工事	砂ろ過器の取替	R10		①県内 ② 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
非常放送設備修繕工事	非常放送の取替	R6		①県内 ②県外	制限付一般競争入札	
沈砂換気ダクト修繕工事	換気ダクトの取替	R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札	

【業務委託】

種別	内容	期間	金額 (千円) (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
運転操作・保守点検等業務委託	処理場施設の運転操作、監視、保守点検等	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札(総合評価方式)	
消防設備等点検業務委託	消防設備等の年間点検	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札	
空調設備点検業務委託	空調設備の年間点検	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札	
電話設備点検業務委託	構内交換電話設備の点検補修業務	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札	
管理棟清掃業務委託	管理棟の床、トイレ、外窓等の清掃業務	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札	
不燃物、可燃物処分業務委託	可燃物、不燃物の処分	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	随意契約	
エレベータ点検業務委託	管理棟人荷用エレベータ(人荷用)点検	5ヶ年間 : R6~ R10		①県内 ② 県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
受水槽清掃業務委託	高架水槽、受水槽の清掃、点検	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	随意契約	
水質試験室作業環境測定業務委託	水質試験室の有機溶剤等の測定	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	制限付一般競争入札	
重油地下タンク漏洩点検業務委託	自家発の地下タンクの漏洩検査	5ヶ年間 : R6~ R10		① 県内 ②県外	随意契約	

下水汚泥（沈砂・しさ）処分業務委託	沈砂、しさの収集運搬及び処分	5ヶ年間：R6～R10		①県内・県外	制限付一般競争入札	
ポータブルガスモニター他点検業務委託	酸欠、硫化水素ガス等の測定機器の検査、点検	5ヶ年間：R6～R10		①県内・県外	随意契約	
除雪作業委託	降雪時の構内除雪	R6～R10の各年度		①県内・県外	随意契約	
中央監視装置・計装設備点検業務委託	処理施設の計装設備の機器類及び精度の点検	R6～R10の各年度		県内・①県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
特別管理産業廃棄物処分委託	試験廃液等の特別管理産業廃棄物の処分	R6～R10の各年度		県内・①県外	随意契約	県内に廃酸廃液、廃アルカリ敗勢等の廃棄物を処分できる者がいないため
脱臭用活性炭交換業務委託	各施設脱臭設備の活性炭交換	R6・R8・R10		①県内・県外	制限付一般競争入札	
水質分析業務委託	精密試験項目の水質分析	R6～R10の各年度		①県内・県外	制限付一般競争入札	
産業廃棄物処分委託	産廃該当廃棄物の処分	R6～R10の各年度		①県内・県外	随意契約	
流量計測設備点検業務委託	23処理分区の流量計の点検、調整	R6～R10の各年度		県内・①県外	制限付一般競争入札	県内に履行能力を有する者がいないため
絶縁保護具検査業務委託	高圧受変電設備点検用保護具類の点検	R6～R10の各年度		県内・①県外	随意契約	県内に検査機器を有する者がいないため
送風機・自家発潤滑油汚れ検査業務委託	自家発電機用エンジン機関潤滑油の劣化分析	R7・R9		①県内・県外	随意契約	
植栽維持管理業務委託	場内植栽樹木等の防除、除草等作業	R6～R10の各年度		①県内・県外	制限付一般競争入札	
脱水汚泥処理業務委託	脱水汚泥の収集運搬及び堆肥化等の処理	R6～R10の各年度		①県内・県外	制限付一般競争入札	

下水汚泥分析業務委託	脱水汚泥処理、下水汚泥処分業務委託の資料に添付するための分析	R6～R10の各年度		県内 (県外)	随意契約	県内に履行能力を有する者がいないため
ガスクロマトグラフECD廃棄処分委託	ガスクロマトグラフにあるECDの廃棄処分	R6		(県内)・県外	随意契約	
幹線管渠マンホール交通誘導員業務委託	接続箇所水質検査の道路の交通誘導業務	R6～R10の各年度		(県内)・県外	随意契約	

(4) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

種別	内容	期間	金額(概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
敷地内草取業務委託	場内建物周りの草取り	5ヶ年間： R6～R10		県内・県外	随意契約	

(5) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応

<p>(ア) 火災・盗難・災害などの事故に対する防止(防災)対策</p> <p>火災については、防火管理者の指揮のもと、火元責任者を部屋ごとに定めて、定期点検を実施して、火災の災害の予防に努めます。消火訓練は、所轄消防署の指導のもと、通報・消火・避難誘導及び応急処置等の訓練を実施します。</p> <p>盗難については、退社時の門扉の施錠、事務室等の施錠を徹底します。また、場内が広く不審者の侵入等も考えられることから屋上に監視カメラを設置しており、中央操作室のモニターで常時監視を行います。</p> <p>地震、風水害等の災害については、別紙9「危機管理マニュアル」を策定しており、発生した場合は速やかに緊急体制を構築し、対策本部を立ち上げて、県、市町等の関係機関へ連絡をするとともに、対応策を速やかに講じていきます。</p> <p>年1回の総合訓練を実施して、処理場班本部の立ち上げ、機器が停止した場合の復旧手順、場内・場外の巡回点検等をメンテナンス業者と合同で実施します。</p> <p>労働災害に関連する講習、研修を受講し、安全についてのスキルを身に付けていきます。</p> <p>また、外部業者には、日々の業務での危険予知に関する安全確認等の実施とKY(危険予知)日誌等の書類の提出を求め安全の確保に努めます。</p> <p>(イ) 緊急時の体制・対応</p> <p>災害を含めた緊急非常時の体制、対応方針については、鳥取県が定めた「鳥取県天神川流域下水道事業業務継続計画(BCP)」及び「天神川流域下水道非常時対策要綱」を踏まえ、公社は別紙9「危機管理マニュアル」の「緊急非常時対応基準書」及び「異常大量流入水時の水処理運転計画」等に基づき、水害、地震・津波、異常流入水等の非常事態の区分ごとに、運転操作、保守点検等業務従事者と連携して、速やかな対応策を講じていきます。</p> <p>外部業者にも緊急時について事前に非常時実施体制計画を提出させて、事故等が発生した場合の迅速な連絡、対応を図ることとしています。</p> <p>J-ALERT(全国瞬時警報システム)については、緊急時における職員へ</p>	備考
---	----

の迅速かつ確実な情報伝達を確認するために、毎月の導通試験を実施して、適切な管理運営に努めます。緊急時速報が発表された場合の対応、安全確保を基準書に定めるとともに、地震、災害等を想定した総合訓練時にはシステムを活用した訓練を実施して、職員及び運転操作、保守点検等業務従事者に徹底します。

- (6) 場内施設を利用した広告事業、下水道知識の普及・啓発や流域下水道のイメージアップに資する自主事業の提案

(ア) 広告等の自主事業

浄化センター南側に国道179号線はわいバイパスが完成後には、多くの車両が天神浄化センター近くを通行するため、天神浄化センターの看板やイベント情報等を掲示することで、下水道に関する広報を推進します。

(イ) 下水道知識の普及・啓発、流域下水道イメージアップ等の自主事業

令和4年度の施設見学者は570人で、ほとんどが小学校4年生の児童の見学でした。

小学生には下水道の仕組み、微生物の観察、処理場の見学で、関心が高いのは微生物の働きです。汚れた水がきれいになっていくためには欠かすことができないもので、微生物を直接顕微鏡で観察することで、微生物の理解が深まり、下水道に興味が出てきます。そのことで、家庭でも下水道について話をする事で関心が深まっていくことを期待します。

小学生等を対象とした普及及び啓発活動は、環境教育の一環として実施するものであり、下水道ふれあい教室、施設見学会等で見学者の知識レベルに配慮した説明及び説明パネルの活用等、創意工夫によりCS（顧客満足度）向上に努めていきます。また、市町と連携しての普及・啓発等の充実・実施を図ります。

【主な普及・啓発活動】

施設見学会	天神浄化センター施設見学者に対して、下水道に関する解説、顕微鏡による微生物の観察、施設設備の見学を実施します。
下水道ふれあい教室	環境教育の一環として職員が小学校へ出向いて、下水道の授業を実施するもので、微生物の観察や水質検査を実施します。
ぐるり水の探険	「水の循環」をテーマとし、中部地区から小学生の親子を募集し、ダム、水道水源地池、天神浄化センターの見学会を県・市町との協働連携で実施します。
下水道コンクール	絵画・ポスター、習字、標語を小学校4年生児童を対象に募集して、審査会を経て優秀作品には表彰するもので、毎年700点前後の応募があります。

【CS（顧客満足度）向上の工夫】

- 大人向け、子ども向け別のパンフレットの活用
- 施設見学コースの主要ポイントに説明パネルを設置
- 顕微鏡を使った微生物の動きの観察
- 「下水道のひみつ」の切り口で、問い掛け、数字、身近な事例で解説
- 水処理棟地下の設備機器類を見学できるコースの設定等

3 管理経費

(1) 管理経費の効率化の考えと収支計画

(ア) 管理経費の効率化の考え方及び方針

下水道事業を取巻く経営環境が厳しくなる中で、天神川流域下水道が持続可能なものとして次の世代に引き継がれるように、指定管理を担う者として職員一人一人がコスト意識を高め、管理運営の一層の効率化に取り組んでいきます。

また、管理運営の効率化は、放流水質の維持並びに施設の機能・性能の確保との両立を前提として取り組みます。

これまでの経費縮減対策を活用するとともに、蓄積された技術的知見・ノウハウ等による工夫、調査研究内容や他の処理場と比較するベンチマーク指標の活

備考

用、下水道研究発表会や下水道公社連絡協議会等の技術情報の反映、入札契約での透明性・公平性・競争性の向上、並びに別紙13「中期経営計画2021」の進行管理とPDCAサイクルの導入等により、効率化を着実に前進させていきたいと考えています。また、計画の中間年（令和4年度）の計画に対する検証・評価を今後の管理運営の改善や次期経営計画に反映させます。

(イ) これまでの経費縮減対策

毎月1回程度「水処理・汚泥処理等検討会」を開催し、下水道技術の調査研究及び業務の充実・改善と適切かつ効率的な管理運営の調査検討に取り組み、管理経費の効率化へ反映させてきました。

令和元年度～令和3年度は、運転手法の改善、エネルギー管理の徹底、業務委託の見直し等により、協定額の経常費用を年間平均18,000千円縮減しています。

(ウ) 今後5年間の具体的な取り組み

これまで取り組みを引き続き進めるとともに、その効果を検証しながら改善・実施していきます。

①水処理、汚泥処理工程の最適管理

- 流入汚水の水質変動等に対応した水質管理と薬品使用量（次亜塩素酸ナトリウム、高分子凝集剤）の最適管理
- 脱水機等改築に伴う脱水汚泥の脱水性向上（含水率低減）による汚泥搬出・処理コストの削減
- 水質管理目標、汚水処理原単位電力量、脱水汚泥含水率、下水処理原価等のベンチマーク指標を活用した下水処理工程の工夫と効率化

②エネルギー管理の徹底

- 環境管理システム（TEASⅡ種登録）による下水処理原単位電力使用量の目標設定と運用及び最大需要電力の抑制
- 二軸管理による放流水質と送風機電力使用量を両立させた消費エネルギーの最適管理
- 水処理棟給排気ファン等の使用電力量の最適管理

③部品交換・修繕工事等の合理化・効率化

- 修繕工事等は予防保全、時間計画保全、事後保全を基本とし、保守点検等で得られた維持管理情報をもとに、設備機器類の状況を判断して効率的に実施
- 部品交換を伴う分解整備等の修繕工事の積算は、公社の有する修繕履歴、ノウハウの活用及び他の処理場との比較等により合理的・効率的に算定
- 部品交換や修繕の履歴等の情報を提供し、データベース化に協力
- 簡易な故障修理は、直営作業で対応

(エ) 収支計画書

令和6年度～10年度の収支計画書は別紙のとおりです。

これまでの経費縮減対策を反映させた収支計画とするとともに、日々の運転管理及び維持管理での薬品類の低減及び人件費抑制等の経営努力を勘案して、公社の提示額は、県指定管理料上限総額を0.12%下回る額（2,187,956千円）を提案いたします。

また、指定管理者業務の実施段階においては、効率化に向けた6項目の具体的な取り組みや中期経営計画の進行管理等を遂行し、毎年の決算ベースでの経費縮減を実現していきます。

【支出の見直し、工夫状況】

人件費	・若手職員への技術継承と再雇用の活用などで人件費を抑制（令和8年度～10年度は横ばい）
-----	---

委託費	・ 運転等業務体制の改善		
修繕費	・ 主要機器類の分解整備工事及び事故（故障）に対する修繕工事等のための所要額を確保		
薬品費、 消耗品費	・ 薬品使用量の最適管理及び修理用部品購入の効率化等により縮減		

(2) 指定管理料額

総額及び年度内訳	提示額	県指定管理料上限額	備考
総額（5カ年）	2,187,956,000円	2,190,604,000円	
令和6年度	440,290,000円	441,115,000円	
令和7年度	436,015,000円	436,346,000円	
令和8年度	438,428,000円	439,380,000円	
令和9年度	435,191,000円	435,599,000円	
令和10年度	438,032,000円	438,164,000円	

(注) 県指定管理料上限額には、施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。（審査要項4（1）参照）

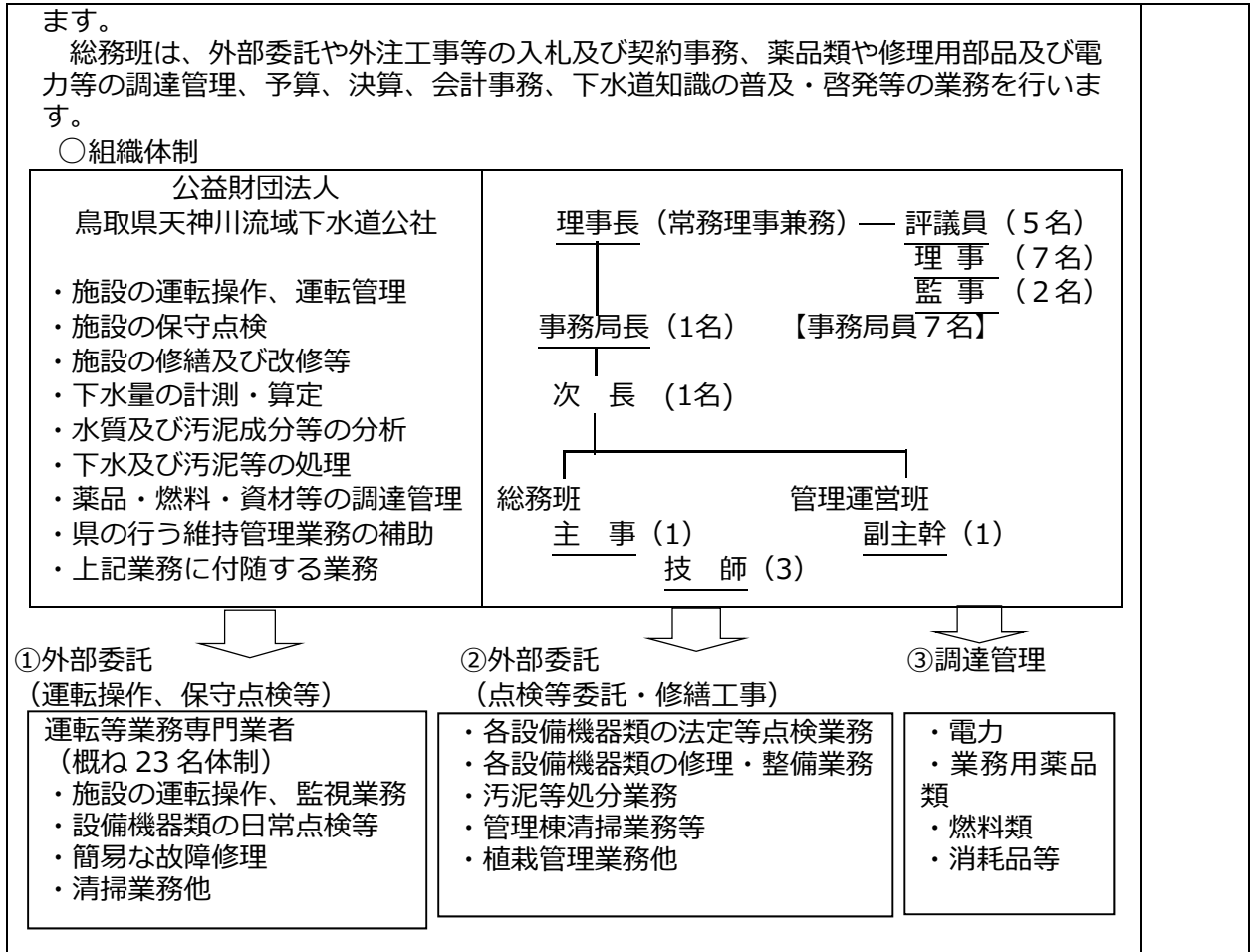
4 団体の財政基盤・経営基盤

<p>基本財産は300万円で、県が1/2、市町が1/2の出資によるものです。 公社の事業経営は、県からの指定管理委託料で運営します。指定管理者業務は公益財団法人の公益事業であり、決算により指定管理委託料を毎年度精算し、執行残金が発生した場合は、全て県へ返納します。</p>

5 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

<p>公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社の組織体制は下図のとおりです。 当公社は、電気・機械・水質等の専門技術者の配置と執行体制の下で、24時間、365日連続運転の下水処理工程と多種多様な施設設備の維持管理等を適正かつ効率的・安定的に行うために、運転操作・監視、保守点検及び法定点検等は外部委託を適切に活用する業務形態としています。 従って、当公社は、業務全般の企画及び計画立案、外部委託及び外注工事（工事請負）等の業務全般の指導・監督、水質管理に基づく臨機に対応指示、事故（故障）に係る判断と方針指示、緊急時の対応等の業務に係る総括とマネジメントを行うとともに、設備機器類の修繕工事等の設計・工事監督及び薬品類、電力等の調達管理等を執行する業務体制としています。 理事長は常務理事を兼務し、指定管理者業務の総合企画及び管理運営の方針や予算執行等の業務全般を所掌します。 評議員、理事は、天神川流域下水道維持管理費を負担する流域関連市町の市長又は町長等が就任し、管理運営に対して意見を言うなど経営に関与し、業務改善への反映を図ります。 管理運営を執行する事務局職員は、事務局長を含む総務班2名、管理運営班5名からなる7名体制です。 管理運営班は、水処理・汚泥処理工程の運転管理、水質管理、保守点検や修繕工事等の施設の維持管理、脱水汚泥等の場外搬出、流量計測の集計分析などの業務を行い</p>	備考
---	----



(2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	R6人件費（千円）	備考
常務理事	常勤役員	22	公社業務の総括	下水道2種、危険物	5,917	
事務局長	常勤職員	〃	事務局業務の総括	下水道3種、簿記2級、酸欠2種他	43,124	再雇用
次長	〃	〃	施設設備管理業務の総括	下水道3種、環境計量士（濃度）、特定毒物研究者他		
総務班（主事）	〃	〃	事務業務	酸欠2種、1種衛生管理者		
管理運営班（副主幹）	〃	〃	施設設備管理業務	下水道3種、エネルギー管理士他		
〃（技師）	〃	〃	施設設備管理業務	下水道3種、エネルギー管理士、危険物他		
〃（技師）	〃	〃	施設設備管理業務	下水道3種、2種電気主任技術者他		
〃（技師）	〃	〃	水質等検査・分析業務			
計	-	-	-	-	49,041	

「天神川流域下水道委託業務仕様書」に記載された有資格者（下水道維持管理資格者、電気主任技術者等の11資格）の配置体制については、消防設備士を除き当公社職員で対応します。消防設備士の配置については、消防設備等保守点検業務委託先で対応します。今後とも資格取得等の技術研鑽を努め、配置体制の充実を図ります。

(3) 日常の職員配置

公社職員の勤務時間は、8時30分～17時15分です。日常の配置場所は、天神浄化センター内（事務室、水質試験室、施設設備現場）です。			備考
職名	場所及び配置時間		
常務理事	事務室（8:30～17:15）		
事務局長	事務室（8:30～17:15）		
次長	事務室、水質試験室及び現場（8:30～17:15）		
主事	事務室及び現場（8:30～17:15）	総務班	
副主幹	〃	管理運営班	
技師	〃	〃	
技師	事務室、水質試験室及び現場（8:30～17:15）	〃	

(4) 人材育成

<p>下水道施設の老朽化や人口減少など下水道事業を取巻く経営環境の変化や下水道技術の進歩等に対応できる人材育成及び公社組織運営を目指して行かなければなりません。このため、次のような方針及び取り組みにより人材育成を図っていきます。</p> <p>(ア) 専門技術・知識等の技術力の向上</p> <p>天神浄化センターの下水道機能を今後も効率的・効果的かつ最大限に発揮させるとともに、下水道維持管理技術の進歩に対応するためには、電気・機械・水質等の専門技術者の技術力向上の取り組みが不可欠です。</p> <p>横断的な担当配置と一人一人の業務領域の拡大及び相互バックアップ体制の構築、資格取得等の技術研鑽並びに全国下水道研究発表会や日本下水道協会等の技術研修会への積極的な参加等により職員のスキルアップを図ります。</p> <p>(イ) 若手職員への技術継承</p> <p>勤続25年以上の公社職員は3名です。ベテラン職員の蓄積された技術的知見・ノウハウ等の若手職員への技術継承及び判断力の向上が必要です。</p> <p>現場業務を通じての若手職員への助言・指導や設備機器類の自前作業による保守点検とともに、毎月1回程度開催する「水処理・汚泥処理等検討会」での課題・テーマを選定しての調査研究・討議等により、引き続き職員育成と技術継承を図ります。</p> <p>(ウ) 意識改革とコミュニケーションの向上</p> <p>今後の厳しい経営環境への対応に向けて、職員一人一人が課題意識を持ち、コスト意識を高めることが公社組織運営の強化にも繋がっていきます。</p> <p>法令遵守、CS向上の取り組み、業務能率評定と職員面談による自己啓発、職員間の意見交換の活発化、中期経営計画の進行管理等による経営意識の向上等を図り、公社の目指す方向性の共有と職場コミュニケーションの向上を推進していきます。</p>	備考
--	----

(注) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

(5) 障がい者又は高齢者の雇用計画

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者					0人	
	計				0人	
高齢者	事務	常勤職員	17日	総務関係	1人	R10～
	計				1人	

6 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況
（提出書類の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間）

備考
<p>〔次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。〕</p> <p>労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処分及び清掃に関する法律、個人情報保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県情報公開条例、鳥取県行政手続条例、鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例、その他施設の維持管理・運営に係る法令</p> <p>指導、指摘は受けていません。</p>

7 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.3%が適用されており、常用労働者数43.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

〔申請書の提出時点において該当する項目の □ に レ 点を付してください。〕

ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

（令和5年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。）

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、

障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用している。

（障がい者雇用を証明できる書類を添付すること。）

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日男女第250号）により認定された事業所

〔申請書の提出時点において該当する項目の □ に レ 点を付してください。〕

男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）

※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認定を受けることが義務付けられます。

男女共同参画推進企業に認定されていない。

その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成19年7月9日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目の □ に レ 点を付してください。]

ISO14001又はTEAS I種又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）
- ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）I種又はII種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）
※手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。（登録証等の写しを添付すること。）

(4) あいサポート運動に係る取り組み

(注) あいサポート企業等

：あいサポート運動実施要綱（平成23年4月1日第201100000830号）により認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に レ 点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。（認証手続き中であることを証する書類を添付すること）
※認定手続き中であるとした場合で、指定管理候補者に選定された際には、指定管理期間開始までに認証を受けることが義務付けられます。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。（認定証等の写しを添付すること。）

8 その他

(1) 不明水対策について	備考
<p>ア 不明水について</p> <p>下水道の不明水とは、各家庭や事業所及び工場等で発生し、下水管に流入する汚水以外で、何らかの原因で地下水や雨水が下水管へ浸入してくるものです。</p> <p>令和3年7月7日の梅雨前線豪雨では、天神浄化センターの通常時流入汚水量20,000m³/日の約3.8倍の77,168m³/日が流入し、降雨によるものと思われる不明水が著しく増加しました。</p> <p>イ 不明水の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町維持管理負担金への影響 不明水が増加した場合に通常どおり流入汚水量実績に負担金単価を乗じれば、市町維持管理負担金が増加します。 ○天神浄化センター維持管理費の増加 不明水が増加すれば、水処理棟への汚水送水ポンプの電気使用量や薬品（塩素滅菌剤）の使用量が増加します。 ○天神浄化センター施設機能及び処理区域への影響 流入汚水量が主ポンプの最大処理能力を超える時間が継続した場合、施設の被 	

災による機能停止を回避するため、着水井ゲートの操作によりセンターへの流入量を制限する場合があります。これにより、処理地区によっては、下水が流れにくくなったり、場合によってはマンホール等からの溢水が生じることもあります。

ウ 実態把握及び今後の課題

県及び関係市町は、令和4年度から不明水の実態調査に着手して雨天時浸入水対策を策定し、発生箇所の特特定や修繕工事等のハード対策を推進する予定です。

公社は、各処理分区毎に過去数年間の晴天時及び雨天時の流入汚水量の状況分析し、そのデータ等を提供するなど、不明水対策に積極的に協力していきます。

(2) 事業計画の実行等

下水道事業を取り巻く経営環境が変化している中で、天神川流域下水道の施設特性、地域の諸事情等を十分に理解した上で、県及び関係市町との連携協力と信頼の下で、これまでの指定管理者としての実績とノウハウ等を活かし、事業計画の実現と管理運営の一層の効率化に取り組んで参ります。

鳥取県男女共同参画推進企業認定証

企業の名称 公益財団法人鳥取県天神川流域
下水道公社

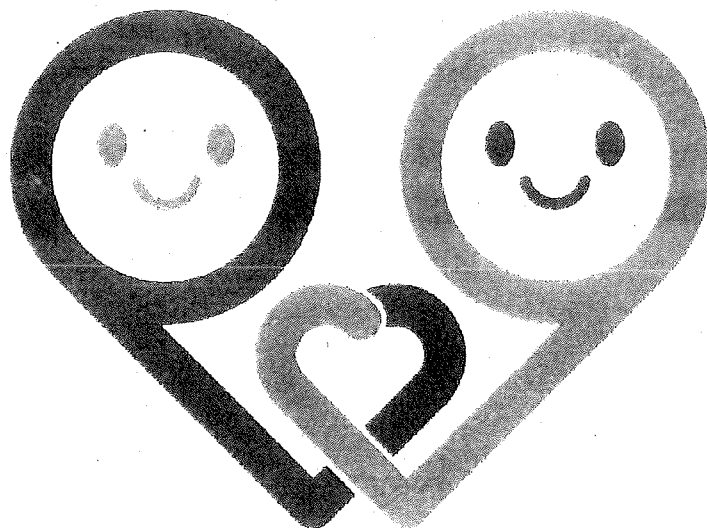
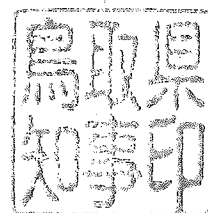
所在地 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地

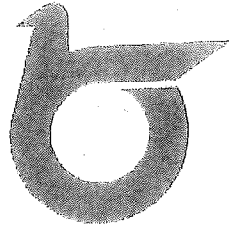
上記企業は、鳥取県男女共同参画推進企業として認定します。

認定番号 第 208 号

認定日 平成24年 8月27日
(初回認定日 平成21年 9月29日)

鳥取県知事 平井 伸治





家庭教育推進協力企業協定証

少子高齢化の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、家庭や地域における教育力の向上と、子どもたちの健やかな成長を願い、家庭教育参加の促進に向けた職場環境づくりの推進に、ともに取り組んでいくことを協定します。

平成26年3月17日

東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517

公益財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社

理事長 長谷川 正敏

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会

教育長 横濱 純一

TEAS II種

鳥取県版環境管理システム



登録証

組織の名称	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
所在地	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地
登録範囲	組織体制・管理施設
活動分野	・天神川流域下水道の維持管理・下水道の水質等の分析・下水道技術者の養成・下水道技術の調査研究・下水道知識の普及啓発

上記で実施されている環境管理システムは、審査の結果、鳥取県版環境管理システムII種規格に適合していることを証します。

登録番号 II・39・055-9 KES1-19-0021

登録日 令和4年3月30日 有効期限 令和7年3月25日

初回登録 平成22年3月26日

鳥取県知事 平井 伸治

あいサポーター研修申込書

研修会の名称	(他の研修等のプログラムの1つとして行う場合はその研修会の名称) 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社あいサポーター研修	
研修の目的	(本研修を申込みされた理由:(例)新任職員研修の一環として、等記載をお願いします) あいサポート企業の認定を受けるため	
研修の日時	令和5年 8月 28日 (月) 14:00 ~ 15:15	
あいサポーター研修の時間数	75 分程度	
研修の主催者	(業種・分野) 下水道事業 (主催者名) 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	
研修の場所	〒682-0722 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517 天神浄化センター	
資料送付先 (研修場所と異なる場合はご記入ください)	〒	
研修の対象者	公社職員	
人数	9 人程度	
連絡先	(担当者) 高橋 義博	
	(電話番号) 0858-35-4423	
	(ファックス番号) 0858-35-3644	
	(電子メール) takahashi@t-tenjin.org	
研修を行うにあたって	◆ 研修所要時間は、約75分程度です。 (時間数は、都合に合わせて変更できますので、御連絡ください)	
	◆ 研修では、DVDを視聴していただきます。視聴機器の準備をお願いします。 (機器の準備ができない場合等は、御相談ください。)	
	◆ 報道機関へ研修会の情報を提供してよろしいですか？	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可
	◆ 県ホームページへ開催の情報を掲載してよろしいですか？	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可
備考		

【送付・問い合わせ先】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

(電話) 0857-59-6344 (ファクシミリ) 0857-59-6340

(電子メール) aisapo@tottori-wel.or.jp

あいサポーター研修決定通知

お申込みいただいた、あいサポーター研修について、下記のとおり講師を派遣します。

また、内容をご確認いただき、相違がある場合は至急、ご連絡いただきますようお願いいたします。

研修を行うにあたって	◆ 研修では、DVDを視聴していただきます。視聴機器の準備をお願いします。 (機器の準備ができない場合等は、至急、ご連絡ください。)	
研修会の名称	あいサポーター研修	
研修の日時	令和5年8月28日(月) 14:00 ~ 15:15	
あいサポーター研修の 時間数	75分程度	
研修の主催者	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	
研修の場所	天神浄化センター (〒682-0722 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517)	
研修の対象者	職員	
人数	9人程度	
派遣講師	職氏名	敬仁会館
		福田美紀(No.74)
資料送付	【送付内容】	
	・あいサポートバッジ	9
	・あいサポート運動ハンドブック	9
	・あいサポート条例パンフレット	9
	・手話解説チラシ(A3版)	9
	・あいサポートチラシ2種類	9
・貸出用DVD	貸出用	
備考	・研修資料は、8月中旬発送予定。	

【送付・問い合わせ先】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

(電話) 0857-59-6344 (ファクシミリ) 0857-59-6340
(電子メール) aisapo@tottori-wel.or.jp